

吉野町新型インフルエンザ等対策行動計画

[第 2 版]

令和 8 年 5 月

目次

はじめに	1
1. 吉野町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の経緯	1
2. 本町における行動計画改定の目的と位置づけ	1
3. 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症	2
I 総論	3
1. 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針	3
1) 対策の目的及び基本的な戦略	3
2) 対策の基本的な考え方	4
3) 町における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	7
2. 本町新型インフルエンザ等対策の目的と対策の考え方	11
3. 対策推進のための役割分担	14
1) 各関係機関等の役割	14
2) 関係機関との協力体制	17
II 各論	20
1. 実施体制	20
第1節 準備期	20
第2節 初動期	22
第3節 対応期	22
2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	24
第1節 準備期	24
第2節 初動期	26
第3節 対応期	28
3. まん延防止	30
第1節 準備期	30
第2節 初動期	30
第3節 対応期	31
4. ワクチン	33
第1節 準備期	33
第2節 初動期	39
第3節 対応期	43
5. 保健	47
第1節 準備期	47
第2節 対応期	48
6. 物資	48

第1節 準備期	48
7. 住民の生活及び地域経済の安定の確保	49
第1節 準備期	49
第2節 初動期	50
第3節 対応期	50
各課の主な役割	53
新型インフルエンザ等発生時の町体制	55

はじめに

1. 吉野町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の経緯

令和元（2019）年 12 月に海外において感染者が確認され、全世界にパンデミックを引き起こした新型コロナウイルス感染症（COVID-19）¹（以下、「新型コロナナ」）は、わが国においても 3 年を超える長期にわたり、人々の生命や健康のみならず社会経済活動にも大きな影響を与えた。新型インフルエンザの大きな健康被害と社会的影響をもたらす可能性のあるウイルスの出現は 10 年から 40 年の周期で発生しているほか、近年、地球規模の開発に伴う人獣共通感染症の発生や、既知であっても特定の種類の抗微生物薬が効かない感染症の感染拡大など、将来においても感染症が人々の生活に脅威を与える可能性が高まっている。

新型コロナへの対応の経験やこれによって明らかとなった課題を踏まえ、国は令和 6（2024）年 7 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画を抜本的に改定した。これを踏まえ、奈良県（以下、「県」）においても令和 7（2025）年 6 月奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画が改定され、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等²以外も含めた幅広い感染症による危機への対応強化が図られている。

本町では平成 27 年（2015）年 8 月に「吉野町新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、新型コロナの感染拡大においてはこの計画に沿って全庁的な対応を図ってきた。この計画は平成 21（2009）年 5 月に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験に基づいている。町においても今般の経験や課題を踏まえ、過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、より実効性を高めるため本行動計画を改定する。

2. 本町における行動計画改定の目的と位置づけ

行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を行うために行うものである。

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

² 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第 4 号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

2023 年 9 月から国の新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）において新型コロナ対応を振り返り、課題が整理され³、

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

が主な課題として挙げられた。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すため、以下の 3 つの目標実現が必要であるとされた。

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

これらの目標を実現できるよう、改定された政府行動計画及び県行動計画に沿って町行動計画も全面改定するものである。

なお、本行動計画は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下、「特措法」）第 8 条に基づき作成するものである。

3. 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

本行動計画の対象とする感染症（以下、「新型インフルエンザ等」）は、以下のとおりである。

- （１）新型インフルエンザ等感染症⁴
- （２）指定感染症⁵（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- （３）新感染症⁶（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

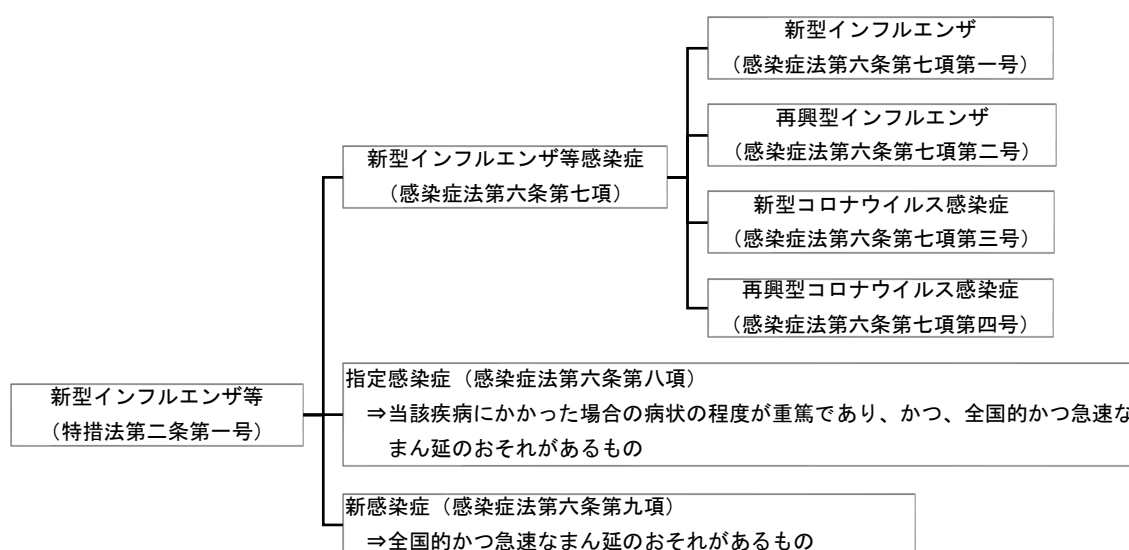
³ 推進会議において、2023 年 12 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」として取りまとめられた。

⁴ 感染症法第 6 条第 7 項

⁵ 感染症法第 6 条第 8 項

⁶ 感染症法第 6 条第 9 項

図表 1：特措法における「新型インフルエンザ等」の定義



I 総論

1. 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針

1) 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命及び健康や住民生活及び住民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、住民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を県の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある⁷。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する

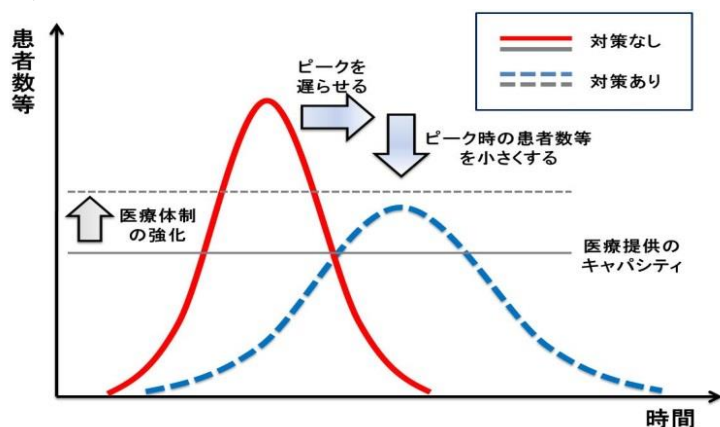
- ・ 感染拡大を抑制し流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造等の時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷

⁷ 特措法第1条

を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

図表 2：対策の効果（概念図）



（２）住民生活及び住民経済に及ぼす影響を最小限に抑える

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、住民生活及び住民経済活動への影響を軽減する。
- ・ 住民生活及び住民経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成及びその実施等により、医療提供業務をはじめ住民生活及び住民経済の安定に不可欠な業務の維持に努める。

2) 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去のインフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

町においては、科学的知見及び政府行動計画や県行動計画の観点も踏まえ、地理的な条件、医療提供体制等地域の実情も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型

インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性⁸等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが住民生活及び住民経済に与える影響等を総合的に勘案し、本行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

- ・ 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を国の方針も踏まえて行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- ・ 国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、国の方針も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
- ・ 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や住民生活及び住民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- ・ 市は、地域の実情等に応じて、柔軟に対策を講ずることができるよう国や県に協力し、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- ・ その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

⁸ 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

- ・ 最終的には、流行状況が収束⁹し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、入院、外来等の体制確保、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

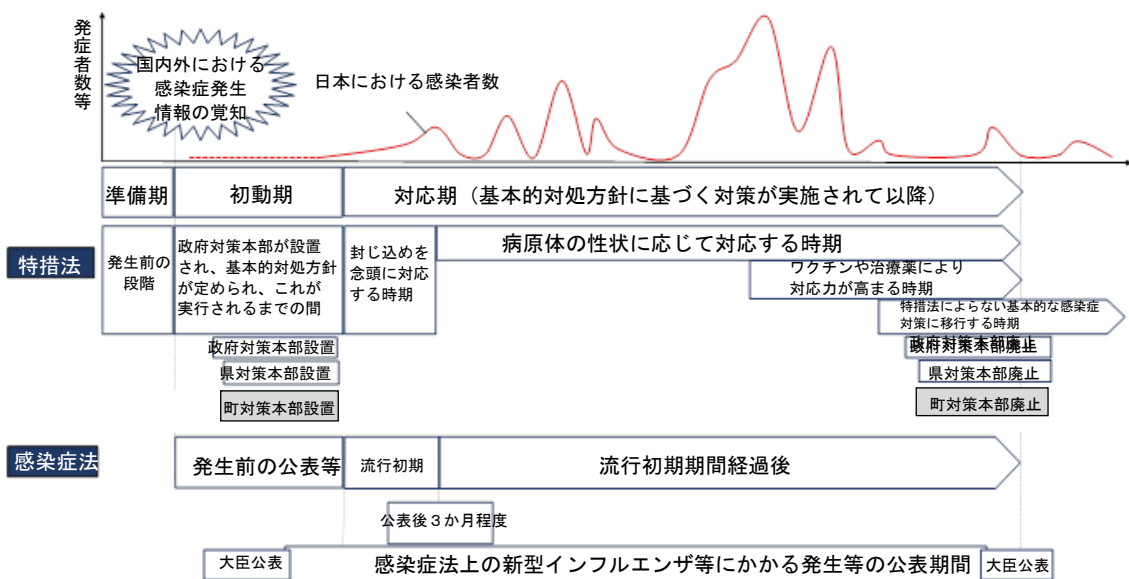
特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、住民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療のひっ迫や社会的混乱を回避するためには、国、県、町及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や住民等一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

⁹ 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

図表3 時期ごとの対応の大きな流れ



3)町における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

県、町又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、県行動計画及び町行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（ア）から（エ）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とする。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、感染事例の探知能力を向上させるとともに、国内外で初発の感染事例が探知された後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(ウ) 関係者や住民等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や住民等と共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて継続的に点検や改善を行う。また、平常時から住民等が感染症危機に対する理解を深められるよう情報提供及び共有を行い、町による情報が有用なものとして認知度・信頼度が高まるよう努める。

(エ) 負担軽減や情報の有効活用、国や県との連携

役場における有事の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国や地方公共団体との連携の円滑化等を図るための DX の推進及び業務効率化のほか、人材育成、国や県等との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により住民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、国や県の方針も踏まえ、以下の(ア)から(オ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、住民の生命及び健康の保護と住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時から国や県と連携してこうしたデータ収集の仕組みや、国や県のリスク評価もふまえた適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ) 医療提供体制と住民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には県により予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の速やかな拡充が図られる。医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要であることから、町は県のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずるよう協力する。その際、影響を受ける住民や事業者を含め、住民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の状況、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、

適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替え判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

(エ) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(オ) 住民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策にあたっては、住民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の住民等の理解を深める必要がある。適切な判断や行動を促せるよう、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有を行う。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける住民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする¹⁰。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施においては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民に対して十分説明し理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、人権侵害であり、あってはならないものであり、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の要因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても住民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備

¹⁰ 特措法第5条

えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

（５）関係機関相互の連携・協力の確保

吉野町新型インフルエンザ等対策本部¹¹（以下「町対策本部」という。）は、政府対策本部及び奈良県新型インフルエンザ等対策本部¹²（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町対策本部長は、町の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施する必要があると認める場合には総合調整を行い、特に必要が認められる場合には県対策本部長に対し総合調整を要請することができる。

（６）高齢者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制について、平常時から検討し、有事に備えた準備を行う。

（７）感染症危機下の災害対応

県は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進める。町は避難所施設の確保等を進め、県とともに自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制整備を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握し、県及び町は、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

（７）記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存、公表する。

¹¹ 特措法第 34 条

¹² 特措法第 22 条

2. 本町新型インフルエンザ等対策の目的と対策の考え方

町行動計画の主な目的

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。
- ・ 住民生活及び住民経済に及ぼす影響を最小となるようにする。

町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

町行動計画の目的達成に向けては、町は以下の7項目に取り組む。これらの項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下の1から7のそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

1. 実施体制
2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
3. まん延防止
4. ワクチン
5. 保健
6. 物資
7. 住民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 実施体制

感染症危機は住民の生命及び健康や、住民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、町の危機管理の問題として取り組む必要がある。町は国、県、その他関係機関等の多様な主体と相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係部局や関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成に係る整理を行い、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び住民経

済に及ぼす影響が最小となるようにする。

（２） 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、住民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、住民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、町は、平時から、住民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

（３） まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活及び地域経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要である。

このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限が加えられる場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、国の方針を考慮し、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

(4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、住民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、新型インフルエンザ等の発生時に安全で有効なワクチンを迅速に供給できるよう、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国が確保し供給されるワクチンを活用し、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

(5) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、町は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民等への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

町は、保健所及び地方衛生研究所が実施する地域の感染状況や医療提供体制に応じた検査、サーベイランス、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察、生活支援、情報提供・共有、リスクコミュニケーション等に協力する。

感染拡大時における業務負荷の急増に備え、平時から有事に備えた体制の構築、有事に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化等、国の支援を活用することにより、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

(6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関等で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

そのため、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握を行う。

（７）住民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時に、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、住民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や住民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、県及び町は、住民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や住民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

3. 対策推進のための役割分担

1) 各関係機関等の役割

（１）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する¹³。また、国は、WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める¹⁴とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める¹⁵。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議¹⁶（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議¹⁷（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型イ

¹³ 特措法第３条第１項

¹⁴ 特措法第３条第２項

¹⁵ 特措法第３条第３項

¹⁶ 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成 23 年 9 月 20 日閣議口頭了解）に基づき開催。

¹⁷ 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成 16 年 3 月 2 日関係省庁申合せ）に基づき開催。

ンフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

（２）地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国と連携し、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する¹⁸。

・ 県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關した的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）、感染症指定医療機関¹⁹等で構成される県感染症対策連携協議会²⁰等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

¹⁸ 特措法第3条第4項

¹⁹ 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、県行動計画上では「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする

²⁰ 感染症法第10条の2

・市町村

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

（４）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（５）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき²¹新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（６）登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の県民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める²²。

²¹ 特措法第 3 条第 5 項

²² 特措法第 4 条第 3 項

（７）一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる²³ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

（８）住民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める²⁴。

2)関係機関との協力体制

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるためには、関係機関等が協力体制を構築し、相互に連携することが必要となる。町は発生時の実効性を高めるため、平常時から人材育成、国と県との連携の推進の視点を考慮し、協力体制の構築に取り組む。

（１）人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

町は、専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえてより幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。また、将来の感染症危機において地域の対策のリーダーシ

²³ 特措法第４条第１項及び第２項

²⁴ 特措法第４条第１項

ップをとることができる人材を確保することも重要である。町は平常時から県及び保健所が実施する、リスクコミュニケーションを含めた、感染症対応業務に関する研修及び訓練の機会を通じ、町職員の人材育成及び県との連携強化を図っていく。また、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築に向けた訓練等を通じ、日頃からの感染症対応部門と危機管理部門はじめ、全庁での連携強化や新型コロナ対応経験の共有を図り、災害対応等近接領域のノウハウや知見を活用しながら人材育成を図る。

また、地域の医療機関等においても、地方公共団体や関係団体等による訓練や研修等により、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

（２）国や県との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、地方公共団体の役割は極めて重要である。国と地方公共団体との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。町は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割を担う。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国と地方公共団体の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では県や市町村の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は都道府県間の連携、県と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国と地方公共団体の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では県や市町村の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は都道府県間の連携、県と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

特に、規模の小さいわが町では単独で対応が難しい人材育成等の平時の備えについては、平時からの地方公共団体間の広域的な連携による取組や県及び国による支援等を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等の発生 of 初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が感染症危機の際に可能となることが求められる。このため、平時から国と県等

の連携体制やネットワークの構築に努める。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、平時から国と地方公共団体の意見交換を進め、国が新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の立案及び実施する際には、対策の現場を担う地方公共団体の意見が適切に反映されるよう求める。また、国と地方公共団体が共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。

（３）DXの推進

① DXの推進

近年取組が進みつつあるDX（デジタル・トランスフォーメーション）は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

町は、国による、新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療DXを含め、感染症危機対応に備えた、以下のようなDXの推進に県と共に協力していく。

- ・ 接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築
- ・ 電子カルテ情報の標準化等
- ・ 国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤整備
- ・ DX推進に必要となる、人材の育成やデータ管理の在り方の検討、収集された情報の利活用の促進に向けた課題の整理や検討

こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等に配慮し、住民等一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

② その他の新技術

新型コロナ対応においては、これまで感染症対策に十分用いられていなかった新たな技術を用いた、国による以下の取組が試みられた。

- ・ ワクチンにおける技術革新
- ・ スーパーコンピュータ「富岳」を用いた感染経路等のシミュレーション
- ・ 携帯電話データ等を用いた人流データの分析
- ・ スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用した陽性者との接触を通知するアプリケーションの開発

- ・下水サーベイランスの新型コロナ対策への活用 等

近年、新たな技術を用いた医薬品開発や生成 AI 等の技術革新がなされている。新型インフルエンザ等対策においては、新型コロナ対応での取組も含め、新技術の社会実装も念頭に、国や県の実取組を見極めながら、対応を検討することが極めて重要である。

Ⅱ 各論

1. 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係課や関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成に係る整理、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、政府行動計画や県行動計画の内容を踏まえ、訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて庁内や関係機関間の連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1. 行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、本対策行動計画を作成するとともに、必要に応じて変更する。町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く²⁵。〔総務課、長寿福祉課〕
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成するとともに、必要に応じて変更する。町の業務継続計画については、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制とあわせて検討するとともに、県の業務継続計画との整合性に配慮する。〔全課〕
- ③ 町は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築の

²⁵ 特措法第7条第3項及び第9項並びに第8条第7項及び第8項

ため、実践的な訓練を実施するとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。また、町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務への対応に特化した組織の設置を含め、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の方針について関係部局で協議の上、決定する。〔総務課、長寿福祉課、その他関係課〕

- ④ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政官等の養成等を行う。県では、国や JIHS、県の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や地方衛生研究所の人材の確保や育成が図られることから、町においては県等が主催する研修の機会等を活用する。〔総務課、長寿福祉課〕
- ⑤ 町は、平時から、国や県と連携して、住民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。〔総務課、長寿福祉課〕
- ⑥ 町は、感染症危機管理における情報収集・分析について、県の関係者と連携し、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に収集・分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報を入手する体制を構築する。〔総務課、長寿福祉課、その他全課〕

1-2. 実践的な訓練の実施

町は、町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。〔総務課、長寿福祉課、その他全課〕

1-3. 国及び県等の連携の強化

- ① 町は、県等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。〔総務課、長寿福祉課〕
- ② 国、県、町、指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。〔総務課、長寿福祉課、その他全課〕
- ⑤ 町は、県が行う特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。〔総務課、長寿福祉課、その他全課〕
- ⑥ 県は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、町に対して総合調整権限を行使することができ²⁶、町はこれに対し意

²⁶ 感染症法第63条の3第1項

見を申し出ることができる。このための準備を行う。〔総務課、長寿福祉課〕

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、町の危機管理として事態を的確に把握するとともに、住民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

（2）所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

- ① 町は国が政府対策本部を設置した場合²⁷や県が対策本部を設置した場合、必要に応じて町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。〔総務課、長寿福祉課〕
- ② 町は、必要に応じて、町行動計画や業務継続計画等を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。〔総務課、長寿福祉課〕

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援²⁸を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する²⁹ことを検討し、所要の準備を行う。〔総務課（財政）、長寿福祉課、その他全課〕

第3節 対応期

（1）目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定される

²⁷ 特措法第15条

²⁸ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

²⁹ 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

ことから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとする
ことが重要である。

感染症危機の状況並びに住民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況
に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、
病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変
化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早
期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

（２）所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、町は速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を
行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエン
ザ等対策の事務の代行³⁰を要請する。〔総務課、長寿福祉課、その他全課〕
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要
があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める³¹。〔総務課、
長寿福祉課〕
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必
要な対策を講ずる。〔総務課、その他全課〕

3-1-2. 必要な財政上の措置

- ① 町は、国からの財政支援³²を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債
を発行して財源を確保³³し、必要な対策を実施する。〔総務課、その他全課〕

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する³⁴。

³⁰ 特措法第 26 条の 2 第 1 項

³¹ 特措法第 26 条の 3 第 2 項及び第 26 条の 4

³² 特措法第 69 条、第 69 条の 2 第 1 項並びに第 70 条第 1 項及び第 2 項

³³ 特措法第 70 条の 2 第 1 項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財
政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地
方債を発行することが可能。

³⁴ 特措法第 34 条第 1 項。なお、特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条の規定に
より、市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたときは、遅滞なく市町村対策本
部を廃止するとされている。

町は、当該市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う³⁵。〔総務課、長寿福祉課、その他関係各課〕

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する³⁶。〔町対策本部〕

2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

特措法第8条第2項第2号イ

第1節 準備期

（1）目的

感染症危機において、対策を効果的に判断・行動できるよう、県と連携し、平時から、可能な限り科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動できるよう、感染症予防に関するリテラシー³⁷を高めるとともに、情報に対する認知度・信頼度の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションが図れるよう、発生状況に応じた住民等への情報提供・共有の項目や手段を整理し、情報の受取手の反応や必要としている情報等の把握に努める。

（2）所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

1-1-1. 町における情報提供・共有について

地域における住民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、町の果たす役割は大きい。町においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、県や他市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

³⁵ 特措法第36条第1項

³⁶ 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

³⁷ 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環。

準備期から住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、町による情報提供・共有について、有用な情報源として住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。また、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫も考えられる。

① 感染症に関する情報提供・共有

準備期から、国や県から提供される情報を活用し、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動やその対策等について、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う³⁸。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、国や県と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。〔総務課、長寿福祉課、教育委員会、その他関係各課〕

② 偏見・差別等に関する啓発

町は県と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する³⁹。〔総務課、町民税務課、長寿福祉課、教育委員会、その他関係各課〕

③ 偽・誤情報に関する啓発

町は国や県と連携し、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等

³⁸ 特措法第 13 条第 1 項

³⁹ 特措法第 13 条第 2 項

によって増幅されるインフォデミック⁴⁰の問題が生じ得ることから、住民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。〔総務課、町民税務課、長寿福祉課、教育委員会、その他関係各課〕

1-1-2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、町長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされている⁴¹。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と町の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両方で合意しておくことも考えられる⁴²。〔総務課、長寿福祉課〕

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。〔総務課、長寿福祉課、その他関係各課〕

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、県民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、県民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、県民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分

⁴⁰ 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

⁴¹ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第16条等。

⁴² 具体的な手順等については「感染状況等に係る県と町の間での情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」（令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）参照。

かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、県民等の不安の解消等に努める。

（２）所要の対応

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 町における情報提供・共有について

町においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、県や他市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

2-1-2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

- ① 住民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることを踏まえ、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、住民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。〔総務課、長寿福祉課、教育委員会、その他関係課〕

- ② 町は県と連携し、住民等の情報収集の利便性向上のため、国や県、指定（地方）公共機関等の情報を、必要に応じて集約し、ウェブサイトで総覧できるようにする。〔総務課、長寿福祉課、広報公聴室、その他関係課〕
- ③ 町は県とともに、国が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症

対策に必要な情報提供・共有を行う。〔総務課、長寿福祉課〕

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。〔総務課、長寿福祉課、その他関係課〕

第3節 対応期

（１）目的

感染症危機における対策を効果的に行うため、住民等をリスク低減のパートナーとして可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを図る。その際、住民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有し、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有することにより、住民等の不安解消等に努める。

（２）所要の対応

3-1. 情報提供・共有について

3-1-1. 町における情報提供・共有について

町においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、県や他市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

- ① 住民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることを踏まえ、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、住民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。〔総務課、長寿福祉課、

教育委員会、その他関係各課]

- ② 町は県と連携し、情報を必要に応じて集約し、ウェブサイトで総覧できるようにする。[総務課、長寿福祉課、広報公聴室、その他関係各課]
- ③ 町は県からの情報提供・共有に協力する。[総務課、長寿福祉課、広報公聴室、その他関係各課]
- ④ 町は県と連携し、国が示した新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。[総務課、長寿福祉課]

3-1-2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。[総務課、長寿福祉課、その他関係各課]

3-2. 基本的方針

3-2-1. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。[総務課、長寿福祉課、その他関係各課]

3-2-2. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、県と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を住民等に周知する。[総務課、町民税務課、長寿福祉課、教育委員会、その他関係部局]

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。[総務課、長寿福祉課、その他関係各課]

3. まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、住民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、住民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

① 町、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等有事の対応等について、平時からの理解促進を図る。〔長寿福祉課、教育委員会、その他関係所属〕

② 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定地方公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用と呼び掛け等が想定される。町は、町公共交通の運行に当たっての留意点等について、県からの周知事項を踏まえ対応する。〔長寿福祉課、協働のまち推進課〕

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、町内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 町内でのまん延防止対策の準備

県内におけるまん延防止の備えについて、県より、町又は指定（地方）公共機関等における業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備を行うように要請がある。〔総務課、長寿福祉課、協働のまち推進課、その他関係各課〕

第3節 対応期

（１）目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、住民の生命及び健康を保護する。その際、住民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、住民生活や地域経済活動への影響の軽減を図る。

（２）所要の対応

3-1-1. 県による外出等に係る要請等への対応

県において、地域の実情等に応じて以下のような勧奨や要請がある。町はこれらを踏まえ事業の実施継続についての方法等を判断する。〔総務課、長寿福祉課、教育委員会、協働のまち推進課、その他全課〕

① 外出等に係る要請等

県より、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛等要請がある。

② 基本的な感染対策に係る要請等

換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底について要請がある。

③ 営業時間の変更や休業要請等

県より、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更⁴³の要請がある。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設⁴⁴を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請⁴⁵があ

⁴³ 特措法第31条の8第1項

⁴⁴ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条に規定する施設に限る。

⁴⁵ 特措法第45条第2項

る。

3-1-2. 県による施設名の公表への対応

県は、本節におけるまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表する⁴⁶。町は、町内事業者名や施設名の公表が成された場合はその趣旨を踏まえ問い合わせ等への対応により県との連携が必要となる。〔総務課、長寿福祉課、教育委員会、その他関係課〕

3-1-3. その他県からの要請を踏まえた事業運営

- ① 県による、職場における感染対策の徹底の要請、従業員に基本的な感染対策等の勧奨又は徹底の協力要請がある。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診の勧奨、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力要請に対応しながら業務継続計画に基づく事業の継続が必要となる。〔総務課、長寿福祉課、その他関係各課〕
- ② 県は、国からの要請を踏まえ、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等施設の管理者等に対し、基本的な感染対策の徹底や人数制限等の安全性を確保するための計画策定等の要請がある。関係する町事業の運営においてもこれらを踏まえた行動が必要となる。〔総務課、長寿福祉課、その他関係各課〕

3-1-3-2. 学級閉鎖・休校等の対応

町は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、町は、県からの要請も踏まえ、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業⁴⁷（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行動する。〔総務課、教育委員会〕

3-1-4. 公共交通機関の対応

① 基本的な感染対策

国や県の要請を踏まえ、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずる。〔総務課、協働のまち推進課〕

⁴⁶ 特措法第31条の8第5項及び第45条第5項

⁴⁷ 学校保健安全法第20条

② 減便等

国や県の要請を踏まえ、夜間の滞留人口を減少させ、人と人との接触機会を減らすため、必要に応じて、公共交通機関等に対し、運行方法の変更等対応する⁴⁸。〔総務課、協働のまち推進課〕

4. ワクチン

第1節 準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。表1はCOVID-19臨時接種に使用した物品を参考として記載する。〔総務課、長寿福祉課〕

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

【受付用】	【観察】
☐ クリップボード ☐ ボールペン（黒、赤） ☐ 蛍光ペン（ピンク） ☐ ゴミ袋 ☐ カレンダー ☐ 名札（付添い、18歳未満） ☐ はさみ ☐ ふせん	☐ クリップボード ☐ 血圧計 ☐ コンテナ（小） ☐ 体温計（腋下） ☐ 聴診器 ☐ ペンライト ☐ ボールペン（黒、赤） ☐ 段ボールベッド、マットレス
【予診】	【救護】
☐ ボールペン（黒） ☐ コンテナ（小） ☐ 迷走神経反射カード	☐ クリップボード ☐ ボールペン（黒） ☐ ドーナツ枕 ☐ 膿盆 ☐ パルスオキシメーター ☐ 救急用品 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ エピペン
【予診確認】	
☐ 蛍光ペン（黄色） ☐ ボールペン（黒、赤） ☐ 迷走神経反射対応手順 ☐ ホワイトボード ☐ 番号券 ☐ スコアボード（呼出番号表示）	☐ 車椅子、ストレッチャー

⁴⁸ 特措法第24条第1項

【ワクチン準備】	【接種】
☐ ステンレスバット（大、中、小） ☐ 遮光シート ☐ デジタル時計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ はさみ ☐ ふせん ☐ ボールペン（黒） ☐ 油性ペン ☐ 保冷バック、保冷剤 ☐ セロテープ、養生テープ ☐ 電気スタンド ☐ 手順、容量確認書 ☐ ゴミ袋（45L）	☐ 注射用絆創膏 ☐ 消毒用アルコール綿・非アルコール綿 ☐ カート ☐ ガウン ☐ コンテナ（小） ☐ ゴミ箱（一般ゴミ） ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 舌圧子 ☐ 体温計（非接触） ☐ バスタオル、タオルケット ☐ ディスポシート ☐ デジタル時計 ☐ 膿盆 ☐ フェイスシールド ☐ 手順確認書、緊急対応フローチャート
【接種後事務】	【共通】
☐ デジタル時計 ☐ デスクトレイ ☐ ボールペン（黒） ☐ セロテープ ☐ 回転印	☐ 手指消毒液 ☐ マスク ☐ ペーパータオル ☐ 養生テープ
【会場】	【その他】
☐ 机 ☐ 椅子 ☐ パーテーション ☐ 空気循環用ファン ☐ 玄関テント	☐ 乾電池（単4、単3） ☐ 送迎 ☐ 救急通報用固定電話 ☐ スタッフ腕章

（再掲）救急用品詳細

ソラクト	500ml	2本	注射針 25G	10本
ソル・コーテフ	100ml	1本	翼状針 22G	3本
ソル・コーテフ	500ml	1本	留置針 24G	3本
生食	100ml	2本	テープ	1本
アドレナリン注	1ml	2本	点滴セット成人用・小児用	各1
ボスミン注	1ml	2本	三方活栓	3個
ドパミン塩酸塩	5ml	1本	加薬用注射器 5cc	5本
ネオフィリン	10ml	1本	注射器 1ml	5本
ソルデム3A	200ml	1本	駆血帯	1本
キシロカインゼリー		5本	酸素マスク	1個
エクステンションチューブ		5本	酸素ボンベ	1本
血糖測定器一式		1セット	ディスポ救急蘇生セット	1個
酸素ボンベ用車椅子		1台	人工鼻	1個

1-2. ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。〔長寿福祉課〕

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。〔総務課、長寿福祉課〕

1-3-2. 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者⁴⁹のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。〔長寿福祉課、関係各課〕
- ② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。〔総務課、長寿福祉課〕

1-3-3. 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。〔長寿福祉課〕

（ア）町は、国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る⁵⁰。

- a 町は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する国民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な

⁴⁹ 「登録事業者」とは、特措法第 28 条に規定する医療の提供業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

⁵⁰ 予防接種法第 6 条第 3 項

実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、町医や郡医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。〔長寿福祉課〕

- i 接種対象者数
 - ii 地方公共団体の人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、県及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する住民への周知方法の策定
- b 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係市町村又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等で連携し、これらの者への接種体制を検討すること。〔総務課、長寿福祉課、教育委員会、その他関係課〕

表 2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の 7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6 歳未満）	D	
乳児	人口統計（1 歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1 歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の 2 倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計（6 歳-18 歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65 歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1 歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、町は、町医等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることが望ましい。〔長寿福祉課〕
- d 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討すること。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮すること。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、町医等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも可能である。〔長寿福祉課〕
- (イ) 町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。〔長寿福祉課〕
- (ウ) 町は速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。〔長寿福祉課〕

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 住民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy⁵¹」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。〔長寿福祉課〕

⁵¹ The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO : The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が使われている。

1-4-2. 町における対応

町は、定期の予防接種の実施主体として、町医及び郡医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行うこととなり、県は、こうした町の取組を支援することとなる。〔長寿福祉課〕

1-4-3. 衛生部局以外の分野との連携

保健センターは、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び他課他係、具体的には総務課、介護保険係、障害福祉係等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、保健センターは、教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。〔長寿福祉課、教育委員会〕

1-5. DX の推進

- ① 町は、健康管理システム等が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。〔総務課、長寿福祉課〕
- ② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。〔総務課、長寿福祉課〕
- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。〔長寿福祉課〕

第2節 初動期

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。
〔長寿福祉課〕

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

町は、4. ワクチン 第1節 1-2 において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。〔長寿福祉課〕

2-2. 接種体制

2-2-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び町は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて町医及び郡医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。〔長寿福祉課〕

2-2-2. 住民接種

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
〔長寿福祉課〕
- ② 接種の準備に当たっては、保健センターの平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。〔総務課、長寿福祉課、その他全課〕
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、町長寿福祉課介護保険係、障害福祉係と保健センターが連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局や障害保健福祉部局又は県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接

種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等)が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。〔長寿福祉課〕

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は町医及び郡医師会等の協力を得て、その確保を図る。〔長寿福祉課〕
- ⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、県においては、市町村の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられる。〔長寿福祉課〕
- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。〔長寿福祉課〕
- ⑦ 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。〔長寿福祉課〕
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。〔長寿福祉課〕
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急

処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ郡市区医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関（南奈良総合医療センター）、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として町が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、郡医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、町が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

〔長寿福祉課〕

表 3 接種会場において必要と想定される物品

【受付用】	【観察】
☐ クリップボード ☐ ボールペン（黒、赤） ☐ 蛍光ペン（ピンク） ☐ ゴミ袋 ☐ カレンダー ☐ 名札（付添い、18 歳未満） ☐ はさみ ☐ ふせん	☐ クリップボード ☐ 血圧計 ☐ コンテナ（小） ☐ 体温計（腋下） ☐ 聴診器 ☐ ペンライト ☐ ボールペン（黒、赤） ☐ 段ボールベッド、マットレス
【予診】	【救護】
☐ ボールペン（黒） ☐ コンテナ（小） ☐ 迷走神経反射カード	☐ クリップボード ☐ ボールペン（黒） ☐ ドーナツ枕 ☐ 膿盆 ☐ パルスオキシメーター

【予診確認】 ☐ 蛍光ペン（黄色） ☐ ボールペン（黒、赤） ☐ 迷走神経反射対応手順 ☐ ホワイトボード ☐ 番号券 ☐ スコアボード（呼出番号表示）	【救護】 ☐ 救急用品 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ エピペン ☐ 車椅子、ストレッチャー
【ワクチン準備】 ☐ ステンレスバット（大、中、小） ☐ 遮光シート ☐ デジタル時計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ はさみ ☐ ふせん ☐ ボールペン（黒） ☐ 油性ペン ☐ 保冷バック、保冷剤 ☐ セロテープ、養生テープ ☐ 電気スタンド ☐ 手順、容量確認書 ☐ ゴミ袋（45L）	【接種】 ☐ 注射用絆創膏 ☐ 消毒用アルコール綿・非アルコール綿 ☐ カート ☐ ガウン ☐ コンテナ（小） ☐ ゴミ箱（一般ゴミ） ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 舌圧子 ☐ 体温計（非接触） ☐ バスタオル、タオルケット ☐ ディスポシーツ ☐ デジタル時計 ☐ 膿盆 ☐ フェイスシールド ☐ 手順確認書、緊急対応フローチャート
【接種後事務】 ☐ デジタル時計 ☐ デスクトレイ ☐ ボールペン（黒） ☐ セロテープ ☐ 回転印	【共通】 ☐ 手指消毒液 ☐ マスク ☐ ペーパータオル ☐ 養生テープ
【会場】 ☐ 机 ☐ 椅子 ☐ パーテーション ☐ 空気循環用ファン ☐ 玄関テント	【その他】 ☐ 乾電池（単4、単3） ☐ 送迎 ☐ 救急通報用固定電話 ☐ スタッフ腕章

（再掲）救急用品詳細

ソラクト	500ml	2本	注射針 25G	10本
ソル・コーテフ	100ml	1本	翼状針 22G	3本
ソル・コーテフ	500ml	1本	留置針 24G	3本
生食	100ml	2本	テープ	1本
アドレナリン注	1ml	2本	点滴セット成人用・小児用	各1
ボスミン注	1ml	2本	三方活栓	3個

ドパミン塩酸塩	5ml	1本	加薬用注射器 5cc	5本
ネオフィリン	10ml	1本	注射器 1ml	5本
ソルデム3A	200ml	1本	駆血帯	1本
キシロカインゼリー		5本	酸素マスク	1個
エクステンションチューブ		5本	酸素ボンベ	1本
血糖測定器一式		1セット	ディスポ救急蘇生セット	1個
酸素ボンベ用車椅子		1台	人工鼻	1個

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談すること。〔長寿福祉課〕
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行うこと。〔長寿福祉課〕

第3節 対応期

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、3. まん延防止 第3節対応期を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。〔長寿福祉課〕
- ② 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。〔長寿福祉課〕
- ③ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を

活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。〔長寿福祉課〕

- ④ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。
〔長寿福祉課〕

3-2. 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。〔長寿福祉課〕

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。〔長寿福祉課〕

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。〔長寿福祉課〕
- ② 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。〔長寿福祉課〕
- ③ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。〔長寿福祉課〕
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。〔長寿福祉課〕
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に

入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。

- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。〔長寿福祉課〕

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。〔長寿福祉課〕
- ② 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。〔長寿福祉課〕
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。〔長寿福祉課〕

3-2-2-3. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。〔長寿福祉課〕

3-2-2-4. 接種記録の管理

国、県及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。〔長寿福祉課〕

3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は町となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民

票を登録していた市町村とする。

- ③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。〔長寿福祉課〕

3-4. 情報提供・共有

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。〔長寿福祉課〕
- ② 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことを検討する。〔総務課、長寿福祉課、広報公聴室〕
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。〔長寿福祉課〕

3-4-1. 特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。〔総務課、長寿福祉課〕

3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。〔長寿福祉課〕
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、町は広報に当たり、次のような点に留意する。〔総務課、長寿福祉課、広報公聴室〕
 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、

分かりやすく伝えることが必要である。

- c 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

5. 保健

第1節 準備期

(1) 目的

感染症有事には、町衛生部局では情報提供・共有、リスクコミュニケーション及びまん延防止において公衆衛生学的見地にに基づき科学的かつ技術的な役割を担うこととなる。また、ワクチンの開始に向けた準備を進めていく必要が生じることとなる。平時からの人材育成、業務量の想定、対応に必要な資材確保等に向けた準備を行うことで対応期に患者や濃厚接触者への健康観察を確実に行之、住民の生命を守る。

(2) 所要の対応

- ① 県及び保健所と新型インフルエンザ等の発生に備えた連携を強化するとともに、保健所等が実施する研修等に参加し保健師等の人材育成を図る。〔長寿福祉課〕
- ② 県と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、その家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する⁵²。〔総務課、町民税務課、長寿福祉課、教育委員会、その他全部局〕
- ③ 県と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。〔総務課、長寿福祉課、教育委員会〕

⁵² 特措法第13条第2項

第2節 対応期

2-1. 主な対応業務の実施

2-1-1. 健康観察及び生活支援

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。〔長寿福祉課〕
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。〔長寿福祉課〕

6. 物資

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等⁵³

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する⁵⁴。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁵⁵。〔総務課、長寿福祉課、その他全課〕

備蓄が必要な物品例として、個人防護具（サージカルマスク、ガウン、グローブ等）や非接触体温計等が考えられるが、使用期限や劣化等を想定した確保が必要となる。

- ② 町は、国及び県からの要請を受けて、奈良県広域消防組合が最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具を備蓄できるよう、連携して取り組む。〔総務課〕

⁵³ ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

⁵⁴ 特措法第10条

⁵⁵ 特措法第11条

7. 住民の生活及び地域経済の安定の確保

特措法第8条第2項第2号ハ

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により住民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。住民等への情報提供・共有により準備を行うことで新型インフルエンザ等対策とともに自らの事業を継続することで社会経済活動安定確保を図る。

(2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。〔総務課、長寿福祉課、その他全課〕

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。〔全課〕

1-3. 物資及び資材の備蓄⁵⁶

- ① 町は、町行動計画に基づき、6. 物資 で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する⁵⁷。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁵⁸。〔総務課、長寿福祉課、その他全課〕

- ② 町は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

⁵⁶ ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

⁵⁷ 特措法第10条

⁵⁸ 特措法第11条

〔総務課、長寿福祉課、その他全課〕

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者⁵⁹等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。〔総務課、長寿福祉課〕

1-5. 火葬体制の構築

町は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。〔町民税務課、暮らし環境整備課、長寿福祉課〕

第2節 初動期

2-1. 遺体の火葬・安置

町は、県及び国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、吉野町地域防災計画（以下、「町防災計画」）⁶⁰も踏まえて一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。ただし、感染予防のため人の出入りがなく、かつ死者の尊厳が守られる場所であることが必要となる。〔総務課、長寿福祉課、町民税務課、暮らし環境整備課〕

第3節 対応期

3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。〔総務課、長寿福祉課、教育委員会、町長公室〕

⁵⁹ 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応」を参照。

⁶⁰ 町防災計画では旧吉野町学校体育館が位置づけられている。令和8年度に防災計画を改正予定で、それを待たない場合には対策本部として臨時的対応が必要となる。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者⁶¹等が必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。〔長寿福祉課〕

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用制限⁶²やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。〔教育委員会〕

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。〔産業観光課〕
- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。〔産業観光課〕
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。〔産業観光課〕
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる⁶³。〔産業観光課〕

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の管理者（吉野広域行政組合）に可能な限り火葬炉を稼働させる。〔町民税務課〕

⁶¹ 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」を参照。

⁶² 特措法第 45 条第 2 項

⁶³ 特措法第 59 条

- ② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。〔町民税務課、暮らし環境整備課〕
- ③ 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。〔町民税務課〕
- ④ 町は、県や国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。〔暮らし環境整備課、長寿福祉課〕
- ⑤ 町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。人員については業務継続計画に基づき確保する。〔総務課〕
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。〔町民税務課、暮らし環境整備課〕
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。〔町民税務課〕

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。〔産業観光課〕

3-2-2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

町は奈良県広域水道企業団と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。〔暮らし環境整備課〕

各課の主な役割

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、各課が連携をとりながら全庁的な取り組みを行う。

担当課局	対 策 業 務
各課局共通	・ 新型インフルエンザ等の町内の感染拡大状況調査や情報収集に関すること ・ 新型インフルエンザ等対策各課業務の継続的かつ安定的遂行のための体制構築に関すること（業務継続計画の策定を含む） ・ 他課の応援に関すること ・ 所管施設の運営管理・閉鎖などの措置に関すること ・ 所管施設・団体の感染防止策に関すること ・ 行事及び民間事業などの自粛要請に関すること ・ その他新型インフルエンザ等対策本部決定事項に関すること
町長公室	・ 広報に関すること
総務課	・ 対策本部、対策会議の運営に関すること ・ 訓練に関すること ・ 新型インフルエンザ等対策関係予算などの財務に関すること ・ 総合調整 ・ 生活関連物資の備蓄に関すること ・ デジタル化の推進に関すること ・ 人事配置に関すること
町民税務課	・ 死亡届受理事務に関すること ・ 遺体の火葬に関すること ・ 人権保護に関すること
協働のまち推進課	・ 区長会、自治協等への情報提供及び要望に関すること ・ 地域公共交通の運行に関すること

長寿福祉課	・ 対策本部、対策会議の運営に関すること ・ 訓練に関すること ・ 保健所からの要請による健康観察に対応すること ・ ワクチン接種に関すること ・ リスクコミュニケーションに関すること ・ 保健所など関係機関との連絡、調整に関すること ・ 新型インフルエンザ等対策に必要な物資、資材の準備に関すること ・ 所管施設入所者及び利用者の罹患状況の把握に関すること ・ 介護サービス提供に関する業務継続計画及び感染予防 ・ 行動制限に伴う高齢者のフレイル予防に関すること ・ 在宅要援護者（高齢者・障がい者など）の支援に関すること
産業観光課	・ 商工会、小売業者などに対する生活必需品安定供給の要請に関すること ・ 民間企業などへ就業制限要請に関すること ・ 地域経済活動に関すること
暮らし環境 整備課	・ ゴミ処理等からの感染拡大防止に関すること ・ 動物（家きん・家畜など）の不審死への対応に関すること ・ 遺体の安置及び埋火葬に関すること ・ 水道の供給に関すること
教育委員会	・ 所管する学校園・学童保育所の感染防止に関すること ・ 園児・児童・生徒の罹患状況の把握に関すること ・ 感染が疑われる症状がある園児・児童・生徒・教職員等への受診の指導に関すること ・ 学校園・学童保育の臨時休業及び臨時休業中の対応に関すること
議会事務局	・ 議会等の開催に関すること

新型インフルエンザ等発生時の町体制

